

令和7年度

委 託 仕 様 書

委 託 名	幸松排水機場貯水槽清掃業務委託						
委 託 箇 所	春日部市新川地内						
路 河 川 名 称							
事 業 名							
業 務 大 要							

浚渫工(幸松排水機場2号ポンプ貯水槽)

1 式

【案 内 図】

<幸松排水機場貯水槽清掃業務委託>

履行場所：春日部市新川 335 番地 幸松排水機場

250m

1:5,000

変更理由							
備考							
地区	(0001) 県南		労務費補正	-	機械経費(賃料)補正	-	
単価適用年月	(R0712) 令和07年12月						
工 期	当 初	自		至	令和 8年 3月 13日		
		日 数					
変 更				至			
経費適用年月	令和07年12月						
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額			
	委託価格						
	消費税相当額						
	合計						
請 負	委託価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分	-						

本 委 託 内 訳 表						
工事区分	工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本委託費		1	式			
水路維持		1	式			
清掃工		1	式			
浚渫工		1	式			
浚渫工（強力吸引車）			日			第1号一位代価表
強力吸引車運転工			日			第2号一位代価表
直接委託費計		1	式			
諸経費		1	式			
委託価格		1	式			
消費税相当額		1	式			
委託費		1	式			

第1号一位代価表

浚渫工（強力吸引車）

1日当り

名称／規格	数量	単位	単価	金額	摘要
強力吸引車清掃工 強力吸引車4t		日			第1号施工単価
合計		日			

第2号一位代価表

強力吸引車運転工

1日当り

名称／規格	数量	単位	単価	金額	摘要
強力吸引車運転工 4t		hr			第2号施工単価
合計		日			

春日部市

## 第1号施工単価

## 強力吸引車清掃工

強力吸引車4t

1日当り

名称／規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油	L				
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
運転手（特殊）	人				
強力吸引車損料 4t 154kw	hr				
合計	1	日	当り		

## 第2号施工単価

## 強力吸引車運転工

4t

1hr当り

名称／規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油	L				
運転手（特殊）	人				
強力吸引車損料 4t 154kw	hr				
合計	1	hr	当り		

## 數量計算書

## 幸松排水機場貯水槽清掃業務委託に関する特記仕様書

### (趣旨)

第1条 この特記仕様書は、幸松排水機場貯水槽清掃業務委託に関し適用する。

### (委託の基準)

第2条 産業廃棄物の収集運搬するに当たっては、産業廃棄物収集運搬業の許可を有し、発注者の産業廃棄物の収集運搬を事業範囲とする受注者に委託する。

2 前項の規定に基づき収集運搬を委託する産業廃棄物に係る受注者の事業範囲は、次のとおりとする。

取り扱う産業廃棄物の種類	積み替えの有無
汚泥	無

3 受注者の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付する。

また、受注者は、許可内容に変更を生じたとき、許可の更新の申請をしたとき又は許可の更新がされたときは、発注者に対して速やかに通知し、かつ、変更後の許可証、更新申請書又は更新後の許可証の写しを提出しなければならない。

### (産業廃棄物の種類、数量及び運搬の最終目的地等)

第3条 発注者が受注者に対して収集運搬を委託する産業廃棄物の種類、運搬の最終目的地（処分場所若しくは処分施設の所在地）等については、表1のとおりとする。

表 1

	廃棄物の種類	最終目的地（処分場所・処分施設）の所在地
1. 汚泥		東武商事株 松伏町ゆめみ野東四丁目 4 番 3 外 3 筆 東武商事株 吉川スマート・リサイクル・システムズ 吉川市旭 3 番 1 東武商事株 松伏スマート・リサイクル・システムズ 松伏町田島東 1 番 4

### (作成上の注意事項)

- 1 廃棄物の種類は、同じ種類であって石綿含有産業廃棄物を含むものと含まないものの双方を扱う場合には、分けて記載する。また、石綿含有産業廃棄物を含むものを扱う場合には、種類の後ろに「(石綿含有産業廃棄物を含む)」を付け加える。
- 2 数量は、立方メートル、トン、リットル等の単位を記入すること。なお、「1週間あたり〇〇～〇〇の範囲」等、予定数量でも差し支えない。

### (産業廃棄物管理票)

第4条 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引渡すときは、引渡しと同時に、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付しなければならない。

2 受注者は、委託に係る産業廃棄物の運搬を終了したときは、管理票に必要事項を記載し、委託業務完了時までに発注者に送付しなければならない。

(適正処理)

第5条 受注者は、受託に係る産業廃棄物について、法に基づき適正に処理（運搬）しなければならない。

(適正処理に関する情報)

第6条 発注者が受注者に対して処分を委託する産業廃棄物の適正処理に関して必要な情報は次のとおりとする。

(1) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿

(性状) 泥状 (荷姿) バラ

(2) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化

• 有( )

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

• 有( )

(4) 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

(ア) 廃パソコン用コンピュータ (イ) 廃ユニット形エアコンディショナー  
(ウ) 廃テレビジョン受信機 (エ) 廃電子レンジ (オ) 廃衣類乾燥機  
(カ) 廃電気冷蔵庫 (キ) 廃電気洗濯機

当該マークを有するもの  • 有( )

(5) 石綿含有産業廃棄物の有無

• 有

(6) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべきこと

• 有( )

2 発注者は、前項の情報に変更が生じる場合には、発注者と受注者との間で協議の上、受注者に対して事前に情報を提供しなければならない。この場合、書面をもって情報を提供するものとし、変更となる時点を明確にしなければならない。

3 発注者は、収集運搬を委託する産業廃棄物に有害な化学反応を起こさせる他の物質を混入してはならない。なお、万一混入したため、受注者の業務に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、受注者は、当該産業廃棄物の引取りを拒むことができる。

(契約書の保存期間)

第7条 発注者と受注者は、本業務委託に係わる契約書及び産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを履行期間終了日から 5 年間保存しなければならない。

## 幸松排水機場 施設内平面図

